

第3部第5章第2節「責任無能力者の監督者の責任」

【設例】Xは、横断歩道を青色信号に従って徒歩横断していたところ、同歩道を走行してきたA運転自転車が後方から衝突してきて負傷した。Aは、事故当時11歳になったところであった。Xは、事故時にAと自転車走行していた母親Y1にはAに対する注意・指導を怠った過失があり、父親Y2にはAが交通法規を遵守するよう教育監督すべき義務を怠った過失があるとして、Aの両親Y1及びY2に対して、709条または714条1項に基づき損害賠償を求めた。[構造2ならびに展開2および3]